

行政常任委員会

令和元年6月19日（水）

午前10時00分開 会

○三鬼（孝）委員長 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、行政常任委員会を開会いたします。

きょうの欠席者は、村田委員が所用のため、また、南委員が病気のため欠席されております。なお、村田委員は後刻出席の予定ですので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、教育委員会に係る議案第40号の内容について説明を求めます。

○野地生涯学習課長 生涯学習課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第40号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決についてのうち、生涯学習課に係る予算につきまして、補正予算書にて御説明させていただきます。

それでは、補正予算書8ページ、9ページをごらんください。発信いたします。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、8節教育費雑入、一般コミュニティ助成事業助成金140万円は、一般財団法人自治総合センターからの助成金でございます。内容は、歳出もあわせて御説明させていただきます。

それでは、補正予算書の16、17ページをごらんください。通知いたします。

9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。補正前の額2,484万3,000円に対しまして140万円を補正しようとするもので、19節負担金、補助及び交付金、スポーツ振興事業に係る一般コミュニティ助成事業補助金140万円を、ユニカール用品の購入費として三木里地区会に補助するものです。財源は全て先ほどの自治総合センターからの助成金でございます。

本事業につきましては、国体におけるデモンストレーションスポーツであるユニカールは、高齢者を含む幅広い世代が楽しめるニュースポーツとして普及促進が進められております。市内でも愛好者がふえていることから、当課としても一層の普及促進を図りたいと考えております。

このような中で、市内でのユニカールの普及促進を図る上で、今回、愛好家グループも積極的に活動されており、用品整備の要望もありました三木里地区において、自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成事業を活用

しながら補助を行い、整備するものです。これにより、国体への機運の醸成、生涯スポーツの推進を通じた健康づくりにつなげていきたいと考えております。

整備する用品としては、ユニカール用品4セット及び保管持ち運び用のカバーや宝くじ広報シールとなっております。

以上が生涯学習課に係る補正予算の説明でございます。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願いいたします。

○三鬼（孝）委員長　　ありがとうございます。

ただいま教育委員会に係る議案第40号の補正予算の説明がありましたけれども、これに対して御質疑ある方、御発言を願います。

○三鬼（和）委員　　参考のために、ユニカールの価格というかな、ベースの価格を教えてください。

それと、ちょっと聞くということで、本会議で質疑もありましたように、私は元来、コミュニティとして三木里地区に配置するほうがいいのではないかなと思いましたが、生涯学習というか、スポーツ振興ということで、一つは三木里地区会にお預かりしていただく、コミュニティーセンターに置くんだと思うんですけど、そのこういった事業の推進のための貸出規約であるとか、ユニカール、実際運用について、そういった取り決め等については案とかはつくられておるんですか、どうですか。

○野地生涯学習課長　　まず、ユニカールの購入の内訳なんですけれども、ユニカールのスタンダードを4セットということで、この部分が144万4,384円ということでございます。これがほとんどなんですけど、あと、ユニカールスタンダードマットカバーが6万8,429円、宝くじの広報支出が4,752円ということで、締めて151万7,565円というふうな、総合ではこのような形になっております。

また、地区会で、もちろん購入いただくというふうな形になりますので、管理については地区会のほうでお願いさせていただきます。

それと、管理については地区会のほうと十分相談しながら、この前質疑でも楠議員からも御指摘ありましたように、管理についても地区会のほうと十分相談しながら、きちっと整え方についても整えていきたいと思っておりますので、その辺もさせていただきます。

○三鬼（和）委員　　これまでも宝くじの助成金というのかな、団体によっては自己負担が1割にならないケースもあったんですけど、今回は140、1万円という

かオーバーはしていますけど、地元負担は要らないという、購入に関して要らないということなんです。

それと、もう一つ、地区会ということでコミュニティーセンターが預かっていたんですけど、生涯学習、スポーツ振興のそういった貸し出しも含めたような規約とか、預かっていたということにはわかりましたけど、そういったものをつくられるんですか。ほかの地区からも、やっぱり貸してほしいとかということもこれからは出てくると思うんですけど、管理上とか貸し出しするのの意味合いも含めて必要ではないかと思うんですけど、いかがですか、その辺。

○野地生涯学習課長 三木里地区で購入いただくということなので、コミュニティー自身が10万円以下の件については端数は出ないということなので、約1万8,000円ほどになりますけど、これについて三木里地区でというふうな形になります。

それと、今後、三木里地区の方とも話しているんですけども、今回4セットということでほかの地区でまたそういうものを使いたいとか、そういうふうな場合については、貸し出しするのは協力するよというふうな形で言っていただいておりますので、その辺の整理の仕方、それについては先ほども御指摘ありましたように、生涯学習課としてでもユニカールの促進として、その辺についての整理は一緒にやっていきたいと思えます。

○三鬼（和）委員 この助成金そのものは、基本的には三木里地区会に助成して、三木里地区会が買うという形じゃないですか。でも、おたくらが言うておることは、教育委員会がスポーツ振興でそういったところへ、三木里地区が要望もあったもんで配置するというのと違うから、市民サービスのコミュニティーのほうで購入、そういう補助金をされるほうがよかったんじゃないかということを一応申し上げたかったなと思うんです。

ですもんで、教育委員会が規約つくるとか、規則つくるという話じゃないでしょう、これ。

ですので、そういったところは今後どう指導していくのかということを含めて、やっぱり一定の、全部三木里地区の責任においてやられるんだったら、教育委員会のスポーツ振興の意味とちょっと違うように思うんですけど、どうなんですか。

○野地生涯学習課長 あくまで、三鬼和昭委員言われるように、管理は三木里地区のもので三木里地区にやっていただく形になります。ただし、どういうふうな形で管理基準をつくるかとか、そういうふうなことについてはうちからもアド

バイスはさせていただきたいと思いますので、そのような形で捉えております。

○三鬼（和）委員　　ということは、三木里地区が助成を受けて購入するというこ
とで、教育委員会としても三木里地区にお願いするということやな、普及とかそう
いったことを。

○野地生涯学習課長　　三木里地区から要望があって、三木里地区の方で愛好家が
おられてやるというふうな、事業主体はあくまで三木里地区でありますので。ただ
し、教育委員会としても、ぜひユニカールを広げていきたいというふうなことがあ
りますので、その面で十分協力しながら、させていただきたいというふうな形で考
えております。

○小川委員　　備品は三木里地区の備品になるんですよね。こういった場合に、コ
ミュニティーセンターで預かるということはちょっとおかしいんじゃないんですか。

○野地生涯学習課長　　預かりは、基本的には三木里地区会の事務所になります。

○奥田委員　　ユニカールスタンダード4セットということなんですけど、スタン
ダードとスタンダードじゃないものではどう違うの。重さですかね、どうなんです
か。

○野地生涯学習課長　　通常、大人用のスタンダードというのが普通のもので
それと、ジュニア用というのがあって、去年、子供は少し小さくて軽いです、やっ
ぱり小学校の低学年の子たちにはそれがあったほうがいいということで、実は、尾
鷲市スポーツレクリエーション協会の方々が寄附を募って、去年ストーンだけ一つ
購入されたというふうな実績もあります。スタンダードは大人用の一般的なもので
す。

○奥田委員　　ユニカールって、まだちょっとメジャーじゃないので。私も3月だ
ったかな、工業高校の跡の体育館でやっていると聞いたもんで一度やらせてもらっ
たんですけど、あれ、結構重たいですね。カーリングってありますけど、あれの陸
上版というか、体育館用というか、氷の上じゃなくてやるような感じですよ。結
構重たいんですよ、あれね。何キロあるのかな、あれ、と思うんですけど。

そうすると、スタンダード用とジュニア用があるんやということですね。今回は
スタンダード4セット。ジュニア用とかそんなのを、子供たちに普及させるという
意味で、そういうのは考えていないんですか。

それと、このセット、どのくらい今、ユニカールの道具というのは尾鷲市にある
んですか。わかれば教えてもらえますか。

○野地生涯学習課長　　ジュニア用は、小学校の低学年の子はそちらのほうがいい

ということで1セット、昨年、寄附を募って購入されたということでやっております。

それで、高学年については大人用でも適用できるということと、あと、ある程度、矢浜小学校で年4回ぐらい、いきいき尾鷲っ子に連ねてやっているんですけども、その場合については、投げるところの長さを前にして、それでやりやすいような形にして、ある程度できるので、そんな形でやっておるところです。

それと、もう一つ、何機あるについては、今、子供用も合わせて15ございます、市内に。

○奥田委員 その内訳、ジュニア用とスタンダードって、どこにあるのかちょっと教えてもらえませんか。

○野地生涯学習課長 まず、尾鷲市スポーツレクリエーション協会が持たれているものとして大人用2個、ジュニア1個。あと、社協さんのものとして2個、あと、体育館が6個、三木浦地区に4個。

以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

○楠委員 質疑でも言ったんですけど、スポーツ振興については、別にどんどんやってほしいと思うんですけど、ユニカール、三木里地区で特定しちゃうと場所はどこでやるんですか。

○野地生涯学習課長 今、コミュニティーセンターがある程度手狭ということがあるので、今後は三木里小学校の講堂、そこを活用したいなというのを三木里地区からもお話があります。

○楠委員 学校はもう既に休校とか廃校になっていますよね。そうすると、建物の中でやれば照明も必要ですよ。ふだん使ってもいないのに、また基本料金を払っているんですか。

○野地生涯学習課長 学校の利用ということで、今、使えるような形に、まだ講堂とかはなっております。

○奥田委員 ちょっと関連で1個だけお聞きしたいんですけど。

今度の国体でデモンストレーション競技ということで、このユニカールとクップでしたっけ、ウオーキング、三つあるんですけど。特に、このユニカールとクップ、やったことがない人、結構尾鷲の市民の方が多いんじゃないかなと思うんですけど、その辺の普及ということが、やっていると思うんですけど、どんな感じなんですか、今。

○野地生涯学習課長　　今、ユニカールは尾鷲市スポーツレクリエーション協会の方が週6日間、社協やくろしお学園や体育館を使って、クラブ活動と、あと体験の方は来ていただけたらできるような形でやっています。あと、水曜日は海山まで出かけて、周辺部ももちろん巻き込みたいということで、そういうふうな活動をやっておられるような状況です。

あと、子供たちへの普及ということで、いきいき尾鷲っ子で矢浜小学校を使って年4回やっていますし、ことしから尾鷲小でもユニカールをやるということで、放課後を使ってやりたいということで、それを進める予定です。

あと、大会は、スポーツレクリエーション協会が二つ、あと県のユニカール協会の大会が一つということで広げております。

あと、クップについても、いきいき尾鷲っ子で昨年も2回ほどやっておると、あと、大会は、去年初めて3月にクップの大会を、全国のクップ協会も来ていただきましたし、三重県のクップ協会も来ていただいて、第1回の尾鷲オープンを開催したというふうなところです。

○奥田委員　　ぜひもうちょっと普及してほしいですね。クップについては、議員の皆さん、多分1回やりましたよね。やってもらったんですね、生涯学習課に。

僕もユニカールはこの前1回、3月にやりましたが、もうちょっとPRしてもいいんじゃないですか。やったことない人が多いんじゃないかな、どうですかね、どんどんお願いします。

○野地生涯学習課長　　本当にありがたい話で、いろんなPRをしながら広げていきたいと思いますので、ぜひ御協力もよろしくお願いいたします。

○楠委員　　今のクップの話なんですけど、1回はやったということなので、基本的に仕事目標として、何十回ぐらいまで目標として普及していきたいのか。そこがないと、言っちゃ悪いんですけど、尾鷲市の得意で、二、三回やったらあと尻切れとんぼということがないように、やはり職員の皆さんにも、しっかり継続して何十年もやるんだという気持ちを持ってほしいなというふうに思います。

○三鬼（孝）委員長　　答弁。

○野地生涯学習課長　　その辺も、子供から一般の市民の方まで広げていくような形で、回数も広げていきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

○三鬼（和）委員　　ちょっと関連して。ネットを見ておると、三重県が東京の三重テラス、あそこでクップナイトとかなんかで今、開催。あれって本市はどうかわっているの。

○野地生涯学習課長 三重県のみどり共生推進課が林業振興の一環で、三重県のクラブ協会に大きくかかわっていただいております。それで、そこからの依頼もあって、この前、三重テラスにうちの体育館の職員も1人行って、一緒に普及活動をさせていただきました。

○上岡副委員長 注文なんですけれども、先ほどから聞いていると事務所預かりが決まったような、事務所に決まったようなことを課長言われているんですけれども、三木里地区が管理するのはもう決まっていることなんですけれども、大きいものなので、物が、三木里地区もここというのはまだ決めていないはずなんですよ。

その辺をちゃんと、きちんと三木里地区と話をしておいて、正確なことを言っていたかかないと。これからよろしくお願いします。

○野地生涯学習課長 わかりました。三木里地区のほうと保管場所についても十分相談しながら整えていきたいと思えます。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 それでは、議案40号の審査を終わりたいと思えます。

報告事項が3件ほどあるようでございますが、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

最初に、幼稚園及び小中学校空調設備設置事業について説明を求めます。

○山口教育総務課長 教育総務課です。よろしくお願いします。

行政常任委員会資料の1ページをごらんください。通知いたします。

資料1、幼稚園及び小中学校空調設備設置事業について御説明いたします。

国の平成30年度第1次補正予算、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、市内の幼稚園及び小中学校の普通教室、計62室へ空調設備を設置するもので、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）により予算措置していただきました。同時に、工事請負費1億1,800万円を全額平成31年度に繰り越しし、その後、入札を行った結果、設計業務委託分として落札金額が266万7,600円、工事請負部分としましては1億797万8,400円、機械設備が6,420万6,000円、電気設備が4,377万2,400円となり、合計で1億1,064万6,000円となりました。

補助金につきましては、内示額ではありますが、補助金額の3分の1となっており、3,070万1,000円となっております。

なお、空調設備の設置スケジュールは、当初の予定どおり6月末日に完成予定と

なっております。

また、空調設備の稼働時間、稼働期間、温度設定、扇風機の活用など、同時に電源を入れることによる電力消費を避けるための、電源を入れる時間に差をつけるなどの工夫も必要なことから、尾鷲市立幼稚園及び小中学校空調設備運用指針を定め、電力消費の適正管理に努めていきたいと考えております。

次に、資料 2、みえ森と緑の県民税市町交付金事業、立木伐採作業手数料について御説明いたします。

次ページをごらんください。

平成 31 年第 1 回定例会行政常任委員会において、議案第 15 号、平成 31 年度尾鷲市一般会計予算の議決についての教育総務課分予算のうち、小学校学校管理費及び中学校学校管理費の立木伐採作業手数料について、予算計上額が適正とは到底判断しがたいことから、当委員会としても伐採予定立木等を視察し、見積もり金額の妥当性等について検証を行った上で予算執行に当たるようとの委員長報告をいただきました。

このことから、本年 4 月 17 日に行政常任委員会において視察を行っていただきました。視察の際、当初予算に計上した見積もりの精査を行った結果を御説明させていただきました。その翌月の 5 月 31 日に指名競争入札を実施し、予算執行額が確定いたしましたので、今回御報告させていただきます。

なお、この立木伐採作業につきましては、みえ森と緑の県民税市町交付金での全額交付金充当による事業となります。

それでは、資料 2 の左の表、1、立木伐採等一覧をごらんください。

こちらが平成 31 年度当初予算計上時の各学校の伐採金額になります。表、一番下、下段の合計欄 309 万 5,360 円が当初予算計上額でありました。

次に、中央の表、2、立木伐採等一覧をごらんください。

見積もり精査の結果、53 万 8,051 円減額の合計欄 255 万 7,309 円となったことを 4 月 17 日の委員会視察の際に御説明させていただきました。

次に、右の表、3、立木伐採等一覧をごらんください。

今回入札を行った結果、12 万 9,680 円減額の 242 万 7,629 円となりました。当初予算計上時から減額となった分を合計いたしますと 66 万 7,731 円の減額となりました。

立木伐採作業につきましては、重機等を使った作業になるため、夏休み期間中の実施となります。今後は、みえ森と緑の県民税市町交付金事業の趣旨にのっとり、

森林環境教育を水産農林課と連携して実施したいと考えております。

また、伐採した立木につきましては、木を使った、学校や生徒・児童に関連したものに活用するなどの検討もしております。

減額できた分につきましては、先ほど説明いたしました学校や生徒・児童に関連したものに活用するための費用や、尾鷲市みえ森と緑の県民税市町交付金基金に積むことにより、翌年の事業に充てることもできます。

委員の皆様のおかげで減額できた分につきましては、今後有効に活用していきたいと考えております。ありがとうございました。

続きまして、子供たちの登下校の安全安心の確保について御説明いたします。

行政委員会資料の3ページをごらんください。

先般、滋賀県大津市、神奈川県川崎市での悲惨な事故、事件が相次いで起こり、大きな衝撃を与え、社会的にも大きな問題となってきております。子供たちが事件や事故に巻き込まれないよう、安全安心の確保のために、改めて通学路に当たる安全安心の目で再度を見詰め直し、学校や家庭だけでは力の及ぶ範囲に限られてしまうので、できる限り多くの方々の協力を得るために、地域の方々にも次のような御協力を呼びかけさせていただいております。

登下校時及び地域での子供の見守り活動に御協力を、子供への積極的な声かけを、不審者情報、気になることは、すぐに警察への連絡を、このような呼びかけをさせていただいております。

また、主な見守り活動といたしましては、少年センターでは毎日登校時間に合わせて自転車での見守り活動の実施と、下校時には青パトでのパトロールを行っております。

また、防災危機管理課においては、6月3日以降、登校時間に合わせて防犯パトロールを実施しております。

また、事件以降、尾鷲警察署におけるパトロールが強化されておりますが、6月11日に通学路における街頭監視を実施いたしました。これは市内10カ所の主要交差点に警察官を1名程度配置するものでありますが、この日は早朝街頭指導と同日でもあったことから、各交差点に市職員も2名程度配置いたしました。

ほかに市職員による活動といたしましては、交差点などでの誘導を含めた児童・生徒の見守りの活動を登校時間に合わせて実施いたします。第1回目は6月25日に行います。当面の間実施する予定といたしております。

また、毎月1回の早朝街頭指導においても見守りの視点を持って実施することと

いたします。先ほども説明いたしました、今月は6月11日の尾鷲警察署との連携による街頭監視の際に実施いたしました。

ほかには、ホームページやエリアワンセグによる住民の方への協力の呼びかけ、各学校への学校通信などの協力の呼びかけ、各学校から自治会等への団体への協力の呼びかけなどがあります。

また、従前からのスクールガードの方々の登校時間の見守りについては、自治連合会総会でも強化について話し合いが持たれております。

このような協力の呼びかけにより、各地域の皆さんが児童とともに一緒になって学校まで同行したり、日々の散歩や買い物などを登下校時間に合わせてくださるなど、見守りの活動が広がっているように感じられます。地域の子供は地域で守り育てるという強い決意を持って、子供たちの安全安心の確保、健全育成に取り組んでいきたいと思っております。

以上が教育総務課に係る報告事項の説明となります。よろしく申し上げます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

ただいま報告事項が3件ありましたけれども、まず最初の、幼稚園及び小中学校空調設備設置事業について何か御質疑ありましたら、御発言願います。

○仲委員 空調設備の報告をいただいたんですけど、市政報告でも運用指針が既につくられたというお話で、特に期間、時間、それから扇風機を使った工夫をするということですけど、期間と時間、それから室内の温度設定、ちょっとポイントだけ御説明いただきたいんですけど。

○山口教育総務課長 稼働期間につきましては、これはおおむねなんです、7月の上旬から9月下旬までを基本としております。ただし、児童・生徒の体調とか学校環境等を考慮して、それは臨機応変に効果的な運転を心がけるように、学校のほうには依頼してあります。また、稼働時間につきましては、これも原則なんですけれども、11時から15時までを基本としております。教室を使用せずに体育や特別教室なんかで授業を行う場合につきましては、普通教室をしない場合なんですけれども、空調を送風運転に切りかえるとかといった形ですと節電対策にもなりますので。一旦電源を落としてしまうと、また立ち上げで相当な電力が必要ということですので、送風運転に切りかえるなどといった工夫もするようにやっております。

また、最後、温度設定なんですけれども、こちら基本的には冷房設定温度としましては26度から28度を原則としております。設定温度を下げ過ぎになってしまうと、また体調崩してしまう原因にもなりますので、ここも生徒の、児童の

体調とか様子を見ながら臨機応変に対応していただくように、学校のほうには連絡しております。

以上になります。

○仲委員 時間が午前11時から午後の3時ということで、この間については切ったり入れたりするというのが逆に電気代の消費につながるもので、送風とかいろんなことを工夫してやっていくという理解でよろしいですね。

もう一つ、温度が26度から28度というんですけど、ここの問題なんですね。室内の温度が26度から28度なのか、機械の温度設定が26度から28度か、そこら辺をちょっと確認したいんですけど。

○山口教育総務課長 一応設定温度として、今、設定はしておるんですけども、学校環境衛生基準、文科省から出ておる基準としましては、最も望ましい室内温度として夏季では25度から28度となっております。それに準拠してこのような設定をさせていただきました。

○仲委員 最後、委員長。

機械の設定が26度から28度というのはそれでいいんでしょうけど、例えば、どうしても太陽が当たるような部屋に面している場合は設定温度を下げたとしても、やっぱり温度計見ると上がっている場合があるんですね。そこら辺については柔軟な対応をお願いして終わります。

○三鬼（孝）委員長 他に、よろしいですか。

○大川教育総務課学校教育調整監 ありがとうございます。

今、仲委員がおっしゃったように、子供らの体調管理をするために、やっぱり太陽の角度にもよりますし、窓の大きさだとかいろんなことが要因として挙げられますので、また、学校教員のほうでそこら辺は教室全体のそういう気温の室温の管理だとか、あと、エアコンを使用してのどれほど今の温度になっているのかということ、またちゃんと話をしていきたいと思います。ありがとうございます。

○三鬼（孝）委員長 課長、小学校42室、中学校18室、幼稚園1室ということで、光熱費はどれだけ要るか試算しておるの。

○山口教育総務課長 こちら電気料、エアコン設置に伴って間違いなく上昇するであろうということから、電気保安協会さんにもちょっと相談をさせていただきました、一番使うであろう時期、夏季につきましては、今までの通常の電気代に1.5倍を掛けて、今年度積算しております。

ほかの時期につきましても相談したことをもとに、1.2倍とか、各月によって

違うんですけれども、そういった形で一応今年度の予算要求をして認めていただいております。

以上です。

- 三鬼（和）委員 調整監、仲委員とほとんどよう似たことなんですけど、反面、今までは外で体育とか、それで熱中症とかってあったのと、今度は低学年においては温度差というのかな、部屋へ戻ってきたときとかという、コンディションを崩すとかというのは出てくるのではないかなと思いますので、設置したときにはやっぱりその辺も学校、現場のほうへ指導というかお願いしたいなど。

それと、今回、クーラーをつけるに当たって尾鷲小学校なんか大きいクレーンで屋上へ室外機をするのがあって、私のところへ、また尾鷲小学校、雨漏りしたんかという問い合わせがあったように、いいことを政策で、国の大々的な補助ですけど、やっていただけるので。今、これから、ワンセグを使ってつけますとか、ついたときには、ちょっと写真も入れて、学校がこうなりましたぐらい、そういうのも、やっぱりするのも悪くはないんじゃないかなと思うので、お願いしたいと思うんですけど。

- 三鬼（孝）委員長 他に。

（「その他でもいいんですか」と呼ぶ者あり）

- 三鬼（孝）委員長 いや、この件で。その他は最後にね。

それでは、2番目の、みえ森と緑の県民税市町交付金事業の使い方の中で、立木伐採ということでございますので、この件について何か。

- 三鬼（和）委員 説明の中では、教育総務課長、余った金額であるとか、伐採した木とかというので、国の環境譲与税についても、それから緑の件のほうについても、森林に対する国とか県の見方というのか、やっぱり違ってきた中で、教育についても、やっぱり尾鷲なんですから、海もそうですけど、森林関係の教育というのをもう少しふやしていても、フィールドでのことというのか、そういうのもふやしていてもいいのではないかと。

たまたまきょう、けさ、寺子屋で干ばつとかそういうのを宮之上小学校かな、あれがやるのをしておったんですけど、もう少し尾鷲市としても後継者育成のことも含めて、産業とか働き場として、森林施業のこともあるということで、実践をふやす、尾鷲独自の教育とってふやせないかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

- 二村教育長 特に木材関係は、宮小を中心に、今、取り組んでおるわけですが

れども、今回賀田小へもヒノキの机、椅子等を設置いたしますし。全校的にやっぱり木材、また林業も、かつてここはうんと栄えてきたわけですし。

今後、木材の利活用の可能性というのも、また出てくるといふふうに思っておりますので、ふるさと教育の中でこれまでどちらかというとなら水産関係、農業関係が中心になっておりましたので、ぜひその辺も強化して取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○三鬼（和）委員　当初予算でもふるさと教育のほう、予算が削っておるやないかというようなことを言って、反対にやっぱりこんな田舎が生き残っていくんやったら、英語教育というのもそれも一つのことでしたけど、特に水産とか、林業を生かした、このまち独特の教育というか、それが大人になって就職とかそういうような仕事につかれるというか、そういったのに結びつくような、やっぱり教育の強化というのは必要ではないかなと。やっぱり田舎は田舎ということで、尾鷲は尾鷲ということの教育というのは大事じゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○二村教育長　当然我々が育ってくる中では、漁業と林業というのは尾鷲の大きな柱でございましたし、また、所得番付を見ましても、本当に林業家の方が三重県でもトップを占めておりましたし、そのことに誇りを持っておりました。

また、身近の方々、私の住んでいるあたりは皆、林業家の方の家で、暮らしぶり、また、そこの従業員の方の貢献ぶり、また野猿等を張ってやっておる姿、いろんな財産があると思いますので、これまでの林業のそういう歴史も踏まえながら、やっぱり今後どうあるべきかというふうなことを課題的に子供たちに投げかけて、そして、どういうものをつくり上げていくかという、非常に有効な学習のテーマかなというふうに考えておりますので、ぜひ力を入れたいというふうに思っております。

○奥田委員　入札なんですけど、申しわけない、入札一覧表をちょっともらえたらありがたいなと思うんですが。何社ぐらいの入札参加あって。落札率もちなみに教えてもらえませんか。

○山口教育総務課長　今回入札の形としましては指名競争入札をとらせていただきました。

参加された業者の方は4社ありました。落札率につきましては94.9%でありました。

○奥田委員　94.9%というと、約95%、結構高いですね、4社も参加した割には高いかなという。空調のほうは約90%ぐらいかな。

3月議会でも話題になっていましたけれども、最初の見積もりも高いなという話があって、それが309万5,000円、それが精査したら255万7,000円ぐらいになったということで、入札したら、精査したら53万ぐらい下がったんかな、入札でまた13万ぐらい下がったと、66万ぐらい下がったということなんですけど。こんなもんですかね。何か高いなと感じは依然として拭えないんですけど。

○山口教育総務課長　今回伐採の手数料ということで、作業としては伐採、枝打ちなんですけど、仕様の中で学校の樹木ということで、剪定した後は、病気、害虫からの被害のおそれがないように切り口に適切な薬剤なんかを塗布する処置を行うこととか、伐採するときには根元から行って、児童・生徒がけがをすることがないように、切り口は水平、滑らかにきれいに仕上げ適切な処置を行うといったような、その後の学校、生徒・児童に影響のないような形で処置する必要があるということで、そういった処置も含めてやっていただくような入札になりました。

○奥田委員　薬剤がどうのこうのって、木育という形では使わないんですか。子供たちに何かこう。どうなんですか、その辺のところというのは。

○二村教育長　ぜひ木育の形で使える方向で今、検討をさせてもらっております。

前、台風で倒れた材木について、尾鷲中では木工機械等がございますので、それで板をつくって、自分たちで文化祭にそれを展示しながら活用した事例もございますので、ともかく利用できるものは何でも利用できる方向で、教育的に使いたいなというふうに考えています。

○奥田委員　最後にしますけど、今回309万5,000円の当初予算があって、入札差金に13万も含めて、精査したのが53万ぐらいありますから、66万ぐらい浮いたということなんですけど、入札差金も含めて。

どうなるんですか、この差額。

森と緑の県民税を使うということなんですけど、当初予算との差額というのはどうなるんです、使えるんですよね。何かに使える、使えないんですか。

○山口教育総務課長　森と緑の県民税の交付金の趣旨は、森林環境整備に教育も含まれておりますので、先ほどちょっと御説明させていただいたんですが、秋ごろをめどに、水産農林課と連携してそういった森林環境教育というのもやっていく予定ですし、教育長も言われたように、伐採した立木を使った何らかの学校や生徒・児童に関連するものをつくっていきいたいなという費用に充てたいと考えておると、どれだけ費用がかかるのか、今ちょっと検討中ですので、当然予算内ではあるんですけども、仮に余ったとしても基金のほうに積めるということですので、そちら

に積んで、翌年度ほかの、みえ森と緑の県民税の事業に充てられるのかなというこ
とは、担当課と話ししております。

○奥田委員　　これ、一般財源やったよね、入札差金とか、安く済んだんだからよ
かったというところがあるんですけど、森と緑の県民税をもらえるということなん
で。

そうすると、今の課長の話やと、枠として、県は尾鷲市に使ってくださいよとい
うことなんですかね。だったら入札先も含めて、余ったお金はほかに使いますよと、
今年度使えなければ、基金に積んで、来年度以降でもいいですよというふうなこと
なんですか。

○山口教育総務課長　　奥田委員言われるように、学校関連の、先ほど言ったよう
な何か木を使った授業で、もし使い切れなかったとしても、基金に積むことができ
るというふうに聞いております。

○三鬼（孝）委員長　　この件ですけれども、当初300万以上計上して、予算の
計上のあり方の中で、議会が指摘すればこういう結果になったんですね。

ですから、当初予算の計上するときに、そういう見積もりなんかについては、や
はりもっと精査してやってもらわんと。財政も大変厳しい状況の中で、六十数万、
ありがたい数字が浮いてきたわけですから、そういうことについて、予算計上につ
いてはもっと慎重にやっていただきたいと思います。

以上です。

次に、3番目の、子供たちの登下校の安全安心の確保について何かありますか。
よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　ないようでございますので、これで教育委員会の審査を終
了いたします。御苦労さんでした。

（休憩　午前10時46分）

（再開　午前10時48分）

○三鬼（孝）委員長　　委員会、再開いたします。

次は、総務課です。補正予算はありませんけれども、報告事項がありますのでよ
ろしく願いをいたしたいと思います。

○下村総務課長　　それでは、総務課からの報告でございますが2点ございます。

1点目は、耐震改修事業に伴うプロポーザルの進捗状況について。

2点目については、改正健康増進法に伴う、たばこ、喫煙コーナーの状況について御報告させていただきます。

まず最初に、耐震改修事業のプロポーザルの進捗状況について御報告させていただきます。

庁舎耐震改修事業プロポーザルの応募要領等については4月23日の行政常任委員会で御説明させていただきましたが、選定委員会の審議前であったことや公告前であったことから詳細な説明ができませんでしたが、5月14日に公告しましたので、改めて応募要領及び審査基準等について御説明いたします。

1ページのプロポーザルの目的ですが、平成29年に実施した耐震診断では、倒壊または崩壊する危険性が高いとの結果を受け、現庁舎を使用しながらの工事となることや、工事金額、工事期間等を総合的に判断し、設計施工一括の技術提案を求めるプロポーザル方式としたものであります。

プロポーザルの概要といたしましては、本庁舎耐震改修事業に係る実施設計業務及び耐震改修工事業務並びに工事監理業務で、契約期間は令和3年3月15日とし、事業に係る提案価格の上限は税込み6億円としています。

次に、(7)の実実施設計業務の要件、20項目から主な項目について御説明します。

①の耐震改修工事に係る工法及び②の耐震改修設計につきましては、いずれも法にのっとり提案とし、③では構造耐震判定指標は基準値に1.25倍割り増した0.75を確保します。

次のページの⑤では関連工事、地盤補強工事、内外装工事、給排水工事、空調工事、電気配線、電話配線、LAN配線工事等の実施。

⑥では部署移動の制限、⑩では竣工後の執務環境への配慮について、⑭では環境対策及び循環型社会への対応について、⑮と⑰ではデザインや本市の特性を生かす取り組みについてなどを要件としています。

(8)の耐震改修工事業務の要件では、19項目の条件を提示しております。

主な要件では、①として、居ながら工事であることから、執務者や来庁者への配慮について、④では近隣環境への配慮について、⑨では地元企業からの技術研修への協力について、⑯には発生廃棄物の適正処理についてなどを要件としています。

(9)では、トイレ改修業務の要件を記載しておりますが、1階トイレにつきましては、現在は屋外となっている多機能トイレを屋内に設置し、バリアフリー化を図りたいと考えています。

6 ページの今後のスケジュールですが、1 次審査における参加資格審査の合格者は技術提案書を8月23日までに提出し、後日プレゼン審査となります。

プロポーザル参加者の資格要件では、代表者は経営審査事項における建築一式工事の総合評定値が1,200点以上であり、過去20年の間に国内において元請として延べ床面積3,000平米以上の国または地方公共団体が発注した建築物について、耐震工法等による耐震改修工事の施工契約履行の実績があるものとし、構成員は平成30年度尾鷲市建設工事入札参加資格者格付一覧に登録されている建築一式工事のAランクの特定建設業許可を有する者としています。

次に、様式ですが、2次審査では34ページの様式8号の技術提案書から41ページの様式15号の設計・監理費及び工事費価格提案書の内訳まで提出を願うものであります。

次に、審査基準ですが、1次審査の際提出いただきました会社概要、工事实績、施設規模、自社設計から成る実績評価が31点、47ページにあります配置予定技術者の資格、実務経験、類似業務実績から成る設計業務、施工業務の実施体制評価が各12点、48ページのプロポーザル参加に当たってのコンセプトが35点、次のページの技術提案が310点、50ページの提案金額の評価が50点の合計450点満点とし、最低標準点238点を満たすものの中で最高点を得たものを最優秀提案者とし、請負候補者とするものであります。

なお、参加資格申請者の公表については控えさせていただきますが、申請いただいております参加資格申請者については、1次審査を実施し、合格通知を発送したところであり、プロポーザルの開催に向けて準備を進めておるところでございます。

受動喫煙防止対策に係る改正健康増進法の改正の趣旨といたしましては、基本的考え方第1では、望まない受動喫煙をなくす。基本的考え方第2では、受動喫煙による健康影響が大きい子供、患者等に特に配慮。基本的考え方第3では、施設の類型、場所ごとに対策を実施となっています。

これは、望まない受動喫煙をなくすという観点から、施設の類型、場所ごとに、主たる利用者の違いや受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や禁煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務づけなどの対策を講ずるものとしています。

施設の類型では、学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎等が第一種施設となり、本年7月1日から原則敷地内禁煙となりますが、屋外で受動喫煙を防止するための本庁舎屋上に喫煙スペースである旨の標識を設置し、その場所が喫

煙スペースであることを知らしめることによって、受動喫煙防止を徹底したいと思っております。

次に、事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店、旅客運送用事業、船舶、鉄道、国会、裁判所等が第二種施設となり、尾鷲市でいえば、中央公民館、コミュニティーセンター、夢古道等が対象となりますので、屋外で喫煙コーナー等の標識を設置し、受動喫煙防止に配慮できる環境を整備すれば喫煙は可能となります。特に指定管理となっている文化会館、夢古道、斎場など来客の多い施設については、来客者の喫煙に配慮する必要性が生じますので、所管課において協議を進めていただいております。

先ほど言いました本庁舎のように、第一種施設での受動喫煙対策については原則敷地内全面禁煙で屋内は全面禁煙、敷地内は屋外についても原則禁煙となりますが、特定屋外喫煙場所の設置についてということで、特定屋外喫煙場所を設定することが可能となっております。

その他、特定屋外喫煙場所では喫煙をすることができる場所が区画されていること、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること、施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置することとなっております。喫煙場所と非喫煙場所は明確に区分するため、パーティション、白線などで区画がなされること。その他、先ほどから申し上げておりますように、喫煙場所であることがわかる標識があることということになっております。

第二種施設では、受動喫煙対策については、屋外は禁煙の規制はないと。喫煙専用室の設置、または指定たばこ専用喫煙室の設置を講ずる必要があるということになっております。

一応、受動喫煙対策に係る改正健康増進法については、福祉保健課のほうの担当者が県の会議に出席しました内容を聞き取って、市役所等、本庁舎の喫煙場所について検討させていただいたものであります。

以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　それでは、市役所本庁舎耐震改修事業の進捗状況の中でプロポーザル等のお話がありました。これに何か御質疑ある方、御発言願います。

○仲委員　応募要領が詳しく出てきましたので、若干質問させていただきたいんですけど。

本庁舎のトイレ改修業務の要件が入っておるということで、各階の既存トイレ改修を行うと。それに伴う給排水設備もやるということで、3ページの一番上の⑤耐

震改修工事に伴って発生する関連工事、内外装工事、給排水、電気配線等については、特に給排水と電気配線については全面的な改修になるのか。文章を読むと、発生する関連工事になっていますもので。しかしながら、トイレを改修するということは給排水も全部やられるような気がするんですが、そこら技術提案が出てきてないもんであれなんやけど、総務課の考え方はどうなんですか。

○下村総務課長 原則的には現状復帰という形にはなるんですが、トイレの改修等に併い壁をつくるということで、そういう補強、全て補強に伴うものとして、それに伴って給排水をさわるのであれば、それが復旧になるという考えのもとであります。

○仲委員 特に給排水については、トイレを改修したときに、便器とか、1階2階3階と改修しても、本来、本管を改修せんことにはとてもじゃないけど全体の改修にならんのかな、困るのかなと思うんやけど、技術提案ではそういうことも出てくる可能性もあるということで理解したらいいんですか。

○三鬼（孝）委員長 課長、応募した企業は1社かな。

○下村総務課長 一応非公表ということにしてあります。競争の原理が出ませんので。

○三鬼（孝）委員長 課長、最終的に1社になった場合、その辺のところはどうするの。契約金額が適正な価格なんかどうかというようなことも、どこかで専門家に調べてもらわんならんやろうし、その辺のところは検討しておるのかな。

○下村総務課長 先ほど申しあげましたように、450点満点の238点が基準ラインになりますので、当然238点を下回れば不落ということになります。

○奥田委員 皆さんないようなので一つお聞きしたいんですけど。

今、ちょっと1社だけじゃないかという話が委員長のほうからありましたけれども、6ページを見ると、代表者があって、これ大手のメーカーになるんですかね。それに構成員という形で尾鷲市の建築ですね、Aランク。Aランクって5社ですか、今、尾鷲市は。

そうすると、これを企業体の構成はこの2社でやるということなので、代表者と構成員。ということは、最高五つの企業体が応募できるという理解でよろしいんですか。

○下村総務課長 そのとおりでございます。

○奥田委員 重複はだめなんですよね、どこどこの。最大五つということで。

ちょっと耳に挟んだんですけど、今、1社だけというような話もありましたけど、

やっぱりこれ、特殊な工法でやるんですよね。ですから、総務課としても老朽化した庁舎の耐震補強ということで、プロポーザルという形をとったんじゃないかなという気がするんですけど。

今、委員長が言われたように、1社って、私もそういう話、うわさをちらっと聞いたんですけど、やはりこういうものをやるのは非常に特殊なもので、特許とか、工法的なものが、そういうものが絡んでくるんじゃないかと。

ですので、自由な競争原理が働くような入札にならんのかなという話をちょっと耳にしたんですけど。本当に今、財政難ですから、財政難じゃなかったら私もこんなこと言わないんですけど、できるだけ安かったらいいなと思うんですけど。プロポーザル事態が、一番安いところが受けるというわけじゃないので、私も、これどうなのかなという気がするんですけど。

ただ特許とかそういうのが絡むとかないですよ。ですから自由にたくさん、でも最大五つのグループしか参加できないということなただけけれども、でも本来なら最高、今、そんなに公共事業も減っていますから五つのグループが……。

(「東京で(聴取不能)」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 東京の分があるのか。

○下村総務課長 先ほど申し上げました耐震の工法については、各メーカーいろいろな方法がありまして、本庁舎に最も適した耐震改修工法及び工事事業者を選定するというところで、耐震改修は耐震補強、免震工法及び制震工法、各工法の技術がいろいろあると思いますので、それはもう自由で、会社の自由でということで提案を願うものとなっておって、大手企業であればいろいろな耐震工法があると思われまます。

○奥田委員 一つのグループしか参加しないということがないように、やっぱり尾鷲の、幾らオリンピックがあるといっても、尾鷲自体では、尾鷲の業者が受ける公共事業って減っているわけですから、そういう意味ではたくさん参加してもらわないと。一つしか参加しなかったなんて言ったら、またちょっと違和感を覚えますよね。プロポーザルをやって、じゃ、1社しか受けなかったって言ったら、何かあったんじゃないかなという、そういうふうな誤解を生まないように、ぜひやっていただきたいというお願いなんですけど。

それと、もう一つ、この前、水産農林課の審議の中で、森林環境譲与税の話があって、委員長のほうは総務課で聞いてくれという話だったんで途中でやめましたけれども、この森林環境譲与税を使うんですか、耐震工事の中で。そんな話、ありま

した。

○下村総務課長　　いわゆる内装等、緊急防災減災事業債が使えない部分については、そういう森林環境譲与税や森と緑の県民税ですか、そういったものを最大限活用できないかというようなことは12月の委員会、1月の委員会でもお話しさせていただいて、水産農林課とも協議を進めていきたいというお話はさせていただいております。

○奥田委員　　森と緑の県民税の、そのの机とかそういうのは聞いたと思うんですけど、森林環境譲与税、今回初めて出てきたんですよ。そんな話、3月とかしました、していないでしょう、全然、じゃ。

○下村総務課長　　1月だったと思うんですが、活用できるものは何でも活用していきたいというお話はさせていただいたように思っております。

○奥田委員　　いや、活用できるといっても、森林環境譲与税、今回初めて出てきたんですよ。それで、全然仕組みの説明もなくて。

それで、この前も委員会の中で三鬼和昭委員が聞いたら、基金積んだもんだうするんだって聞いたら、いやこれは耐震のもので使いますというような答弁をされまして、もう、みんながびっくりしたんですよ、僕ら議員みんなは。

そういう、課長は、壁1枚直すお金もないんですよなんて言うて、そういうこと言われていた状況の中で、森林環境譲与税が使えるのであれば使えるという話をやっぱりきちっとしてほしいですよ。僕は、委員会始まる前にしてほしいなと思うんですけど、定例会が。本来、森林環境譲与税の使い方とか、新しい税ですから、これからちょうど5年後ですけれども、徴収が始まる税金ですので。しっかり僕は、定例会始まる前に説明してほしい。

何でもかんでも、僕は説明せいとは言いませんよ。村田委員、きのう言うていましたけど、何でもかんでも言うておるわけじゃないですよ。

非常に重要な、これから税金の徴収が始まるわけですから、市民の方々にもこういうことをやっぱり周知せなあかんわけだから。これをまだ耐震に使うというのであれば、これからためていくんでしょう、一千何百万かのものを何年かためて、来年もか、使うのかもしれないけど。そういうことはそういうことであれ、財源の問題って非常に重要な問題ですから、しっかりやっぱり、その辺のところはきちんと説明してほしいなという気はしてなりませんけどね。

いかがですか、それで説明しているということですか、総務課長は。

○下村総務課長　　いかほど使える、どうのこうのまではわかりませんが、1

2月、1月にお話しさせていただいたのは、活用できるようなものがあれば、有益的に活用したいというふうなお話をさせていただいたつもりでございます。

○三鬼（孝）委員長　　そうすると課長、この森林環境譲与税の使途については、3月当初予算に盛るときには、そういう認識はなかったんですか。

○下村総務課長　　今後業者が決定しまして、設計もできてくると思うんですが…

…。
（「いやいや、そのぐらい認識が（聴取不能）要するにそういう。それは不可能だ
で（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

○下村総務課長　　森と緑の県民税を、一番最初に12月のときには発言させていただいて、水産農林のほうとも協議する中で新たな森林環境譲与税みたいなのも来年度からひょっとしたら活用できるかもしれないという程度でございました。

○三鬼（孝）委員長　　他にございませんか。

○三鬼（和）委員　　課長、総務課だけでなしに農林水産のほう、所管の課もそうなんですけど、奥田委員言われておるのは、やっぱりこういった制度が出てきて、これの補正、6月からじゃない、スタートが。当初のときはなかったよって。

です。で、こういう制度ができて、これも活用できるとなったら、やっぱり事前に議会のほうには、こういったのが使える可能性が出てきたということを説明した上で、予算の仕方云々じゃないんですけど、これからですからね、予算については。そういうのをこっちが委員会で聞くまでもなく、やっぱり議会のほうに説明してほしかったということをおっしゃるもので。

こういうことは、もうできてしまった譲与税ですからあれなので、譲与税については、我々も手探りで今回の議会に臨んだということもあるので、こういったことをやっぱり率直にすべきやったのに何なりというのは答えていただくほうがいいと思うんですけど、いかがですか。

○下村総務課長　　森と緑の県民税、森林環境譲与税についても、こういった趣旨のもので、どういう部分が市役所の耐震改修に利用できるかということまでは全然把握していませんでした。

ただ、活用できるのであれば活用したいという旨のお話をさせていただいたつもりでございます。

○奥田委員　　全然規模が違うじゃないですか、森と人の県民税なんて本当に机とかを買うでも、本当に数百万の単位でしょう、年間それも。それをこの前の話だと、1,300万の基金を積んで、それをまた積み上げていって、それで耐震のほうに

使えるんだという、桁が違うじゃないですか、桁が。僕はそこを言っているわけですよ。

だから、そういう森と緑の県民税、言っているじゃないかって、それは僕の認識としては200万、300万で机とかそういうのを直すのかなと、そういう認識ですよ。それをこの1,300万、来年度また同じように来るのかな、どーんと来て、何千万で使えるわけなんでしょう。それが耐震に使えるということあれば全然話が違うわけじゃないですか、課長が言うていた壁1枚を直すお金もないんですよ。だから、緊急防災減災事業債、使いたいんですよ。その期限が迫っているから、耐震補強を今すぐやらないといけないんですよというふうな説明できたわけでしょう、違うんですか。

またそういうふうな話で、そういうものも使えるという話であれば、全然違ってくるんじゃないですか、いろいろと。組み立てが全然違ってきますよ。僕はそういうことを言っているんであって、情報を隠しているとは言わないけれども、もうちょっと正確な情報を流していただきたいという思いもあるし、やっぱり新しいことが始まる仕組みだったら、やっぱり早目にそういうことを、新しくそういうことを考えているのであれば、それこそ、そういう。車の両輪だ車の両輪だと都合のいいこと言われますけどね、市長も、そういうふうなやり方でやられるんだったら、車の両輪も何もないじゃないですか、そう思いませんか、課長。

○下村総務課長 僕としましても、そんな数千万も使えるとは全然思っておりません。当然、たとえ200万、300万でも1階フロアに、市民の目の見えるところの内装に地元材を活用できるとか、少しの金額でもいいという考えのもとで使えるものであれば活用したいという趣旨でお話しさせていただいたつもりです。

12月、1月のときに、そんな1,000万云々というような金額は私も頭にはなかったことをございます。

○奥田委員 1,000万なんて頭になかったんであれば、そういうことをやっぱりきちっと、新しい情報が出てきたんであれば早目に伝えてくださいよ。

それで、今、フロアを直すとか、それは耐震とは関係ないことですよね。その辺のところがちよっとよくわからないんですけど、説明が。

○下村総務課長 森と緑の県民税や森林環境譲与税を活用できる云々というのは、今後業者が決定して、工事の内容について水産農林課のほうと協議しながら、どの部分にどのような備品とか、どういう部分に活用できるのが森林環境譲与税なのかというようなお話を聞いた中で、どれほど活用できるかということが決定すると思

います。

そのときには当然、来年度の当初予算に組まなければならないということで、こういう部分に活用したいと、こういう金額をとということが御説明できるものと思っております。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○楠委員 まず1点、2ページの実施設計業務の要件の中に、建物の特性を把握してということは耐用年数も考えた上でということ解釈してよろしいですかね。

○下村総務課長 はい、そのように参加業者のほうには資料等も提出しております。

○楠委員 次に、4ページの（9）トイレの改修業務の要件という項目が新たに入っているんですけど、これは耐震とは関係ないですよ。仲委員がおっしゃっていましたが。

○下村総務課長 私どもの考え方の中では、トイレの改修を実施することにより壁をふやすと当然補強材が入るということで、これも耐震改修の一部としてみなしております。

○楠委員 トイレの周りを見ると壁だらけなんですよね。ということは壁まで壊して耐震を考えているのですか、総務のほうは。

○下村総務課長 はい、そのように考えております。

○楠委員 そうすると、当初ない中に、新しく考え直してトイレの改修業務を入れたということで、そうすると、提案上限額の6億を超えない範囲でトイレの改修もしなさいよということで解釈してよろしいですか。

○下村総務課長 そのとおりでございます。

○楠委員 それでできるのであれば結構です。

あと、先ほどプロポーザルの参加関係が一応話題に上がりましたが、1社の場合に、仮に、今1社という一つの話が出たんですけど、1社の場合、プロポーザルは成立するのでしょうか、手続上。

○下村総務課長 仮定の話ですが、1社でも成立します。

○楠委員 比較検討ができないので、プロポーザルは1社でできるという、その基本的な考え方とか指針があれば、後日でもいいですから提示してください。

○三鬼（孝）委員長 課長、どう、その辺のところは。

○下村総務課長 先ほどから申し上げて、450点満点の最低標準点が238点を上回っておれば、そのJVが最優秀提案者として請負候補者となるものとしてお

ります。

○野田委員 一つ関連してですけれども、当初資金の計画の中でみえ森と緑の県民税を使うと、それは十分わかるんですけれども、これで4月以降、きのう話、水産農林課のほうで公共建物等の木造木質化による木材利用の促進ということがぼっと出てきましたもんで、そういう部分については、やっぱり4月以降、僕はこれ、使えると思っていなかったもんであれなんですけど、そういうことがあった場合には、そういう計画も含めて、やっぱり委員会のほうに提示していただきたいということ要望しておきます。

○下村総務課長 先ほど申しあげましたように、業者が決まって設計ができて、それで、どの部分にいかほどどういう部分に入れる、森林環境譲与税が活用できるのかというのを水産農林課と協議しながら決定しますので、その時点では当然委員会等に御報告はさせていただくものとしております。

○三鬼（孝）委員長 なければ、これで総務課の審査は終わります。御苦労さんでした。

（「たばこの話は」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ごめんなさい、たばこの件、受動喫煙ところ、その辺のところはあります。

○楠委員 先ほどのたばこの関係で、屋外というところは建物屋上だとか、あと、ピロティーとか1階のたたきのところ、そういうところまで入るのかどうか。

○下村総務課長 特定屋外喫煙場所の設置についてということで、施設を利用する者が通常立ち入らない場所、屋上、ベランダ、建物の裏などが入ります。

本庁舎の場合は屋上を喫煙コーナーとし、あと、車庫の間に旧清掃員さんが待機しておられた部屋がありますので、そこを喫煙コーナーとし、空気清浄機等を設置して、そこを喫煙コーナーにするつもりでおります。

○奥田委員 今の意味、ちょっとよくわからなかったんですけど、通常立ち入らない場所なんですよ。それで屋上は含まれるという話だったでしょう、ベランダも。それなのに屋上にそういうのを設置するんですか。

○下村総務課長 先ほど言いましたように、屋上、ベランダ、建物の裏などが挙げられると。その場所に、この場所を喫煙場所にしますよというような掲示をすれば、受動喫煙を嫌う方もそこには近寄らないと思うんですね、通常。

そういうことで尾鷲市の場合は、本庁舎の場合は屋上を喫煙コーナーに設置したいと、ベランダではなく屋上をということ。

○楠委員 今、一般の人が立ち入らないとって屋上にすると、つくれば一般の人は入れるんですか。

○下村総務課長 例えば、来庁者の中で会議等に出席の方がおられて、その方が喫煙をされる方であれば屋上へ案内するという形になります。

○奥田委員 それは、ほかの自治体なんかもそういうのは、屋上というのは考えておるんですか。

○三鬼（孝）委員長 課長、把握しておるの。

○下村総務課長 屋上を設置して、喫煙コーナーとしている自治体もあると聞いております。

○奥田委員 安全対策とかというのは大丈夫なんですか。

○下村総務課長 安全対策とは、落下とかそういうことでしょうか。

○奥田委員 いや、だって通常僕らでも屋上なんて行かないでしょう。誰か行っています、今、行かないですよ。そういう行かないところに設置するわけですよ、危なくないですか。

それと、市民の方から見て、屋上でたばこを吸っているって、そのイメージ、そういうのって考えていませんか、その両方。僕は反対ですね。

○下村総務課長 今までも数年来、屋上を喫煙場所と設置しておりまして、別段問題は出たことはございませんので、屋上であれば結構かなというふうに判断したんです。

○奥田委員 屋上で吸ってもいいって、市民の方にも周知しています。何か知っていました。入口のところに、屋内、庁舎内は禁煙ですという札がかかっていますよね、掲示していますでしょう。屋上で吸ってもいいなんて市民の方に周知していますか。吸ってもよかったんですか。

○下村総務課長 先ほど言いましたように、来庁者の方で、会議等で長時間本庁におられる方にたばこ、喫煙場所はどこですかと聞かれば、屋上へ御案内しておりました。

○奥田委員 そうすると、入口の掲示は何だったんですか。屋上で吸ってもよかったんですか、そうしたら、これまでも。

○下村総務課長 原則屋内禁煙ということで、総務課のほうとしましては、屋上それと地下の売店へ行く、互助会館へ行く通路の間を喫煙場所として指定しておりました。

○奥田委員 でも、それ、市民の方、知っていますか。あんな掲示しておいて、

一切庁舎内、庁舎で吸えないのと皆さん思っていますよね。だから皆さん吸っていないでしょう。一般の方、吸っていないですよ。屋上、吸ってよかったんですか、そうしたら。あの掲示は何だったんですか、掲示は。

○三鬼（孝）委員長 課長、建物の構造上、屋内と屋外と違うんでしょう。その辺のところで屋上に喫煙所を設けるということで理解してもらったらいんじゃないですか。

○奥田委員 でも、屋上って、ちょっとやっぱり、屋上へ上がってたばこ吸うって、僕は、市民の方々、どうですかね、皆さん、これ、納得してもらえるんですかね。まだ市役所の前に、玄関の前に喫煙所を設けて、一般の方もそこで吸ってくださいというのはわかりますよ。それを何か屋上へ行って吸えなんていうのは、やっぱり安全の問題もあるし、なかなか見えにくいじゃないですか。隠れた場所、見えにくい場所ということがええという人がおるんかもしれんけど。

でも、こういうふうを受動喫煙を防ぐという国の指針なんでしょう、考え方ですよ。そういうことであれば、紀北町みたいに庁舎の裏にちゃんと喫煙場所を設けたやないですか。ああいう形で一般の方も職員の方々も一緒になって、吸いたい人はそこで吸ったらいいというふうな形できちんと設けたらいい話で、屋上に設けるなんて、じゃ、一般の方も屋上へ上がっていくんですか、屋上へ上がって吸うんですか。

これもちょっと、屋上というのはふだん皆さん行かないところだし、皆さんが庁舎へ来て、たばこを吸いたい人もいると思うので、やっぱり庁舎の前に設けて、庁舎前に、玄関前に設けてつくったらいいじゃないですか、それ。一般の方もよくわかるし、ここが喫煙場所なんだなって。何でわざわざ屋上まで上がって吸いに行くんですか。

それも、職員の方々も屋上ばかり行って、よくないですよ、これ、やっぱり。1階で仕事して、屋上まで上がってたばこを吸いに行行って、時間もかかるじゃないですか。それもあるし、屋上で吸っている、何をやっているかわかんないですよ。よく聞きますよ、あいつ、たばこを吸いに行行って、いつ帰ってくるんやというふうな、私もよう聞くし、余計に屋上で吸ってもいいなんていうことを口外してやるとなったら、余計にそういう問題が出てくると思うし、それよりも、僕、市民の方のイメージがよくない、イメージが。玄関の前でいいじゃないですか、玄関の前で。正面玄関の前でいいですよ。

○三鬼（孝）委員長 奥田委員、この辺でちょっと。今の奥田委員の意見を踏ま

えて、今後どうするかというのを再検討してやってくださいよ、その辺のところは。

○高村委員 僕も玄関のところで、庁舎前で吸わないようにということを見まして、職員の人らの公平性、これで保てるなと思ったんですわ。たばこを吸うておる人は、何時って休み以外でも吸うておる人は多いんですよ。そのとき、真面目に仕事しておる人との格差が出ると思うんです。それをなくすためにでも、玄関にガラス張りのものをつくっていただいて、吸っていただくと、そういう場所をつくったらどうですか。

わざわざ隠れるような、市民に見えんようなところで吸うんじゃなしに、我々はちゃんと仕事をしていますというのをわからす意味でも、そういうこと、配慮は必要やと思いますよ。

○下村総務課長 受動喫煙対策の趣旨からいえば、通路等から遠ざけるということになっております。ですから、先ほど言いましたように、施設を利用する者が通常立ち入らない場所ということで、屋上、ベランダ、建物の裏というようなところに設置するのが望ましいというふうに聞いております。まして、そういう箱物をつくって空気清浄機みたいなのを設置するとなると、かなり金額も要ってしまうということもありますので。

○三鬼（孝）委員長 この件については、皆さんの言っていること、よくわかるので、今後、総務課でこういう、委員会で意見が出たということを経理に言ってもらって、いろいろと対処してもらったらいかがですか。もう時間も、いろいろあるので。

○三鬼（和）委員 ほかの自治体は全てたばこを吸う場所というんですか、囲いをした、受動喫煙対策とするんだったら屋上でもだめじゃないですか、幾ら風で吹かれるとしても。屋上へつくるんですか、そういう喫煙所というか、そういうところ。それだったら一つ、考え方はまた違うと思うんですけど。

○下村総務課長 県の説明会に参加しました福祉保健課の担当者から聞きましたところ、屋上はオーケーというふうに聞き及んでおります。

○野田委員 これって手続としていつごろ決まって、議員のほうにまた話があるんですか、ちょっとそこら辺。

受動喫煙というのを防止するということが前提の中で、いろいろその中の例外を見ておるんやけれども、これってどういう形になるんですか、流れは。

○下村総務課長 健康増進法のことですか。それは総務課は所管外になりますので。

(「7月1日」と呼ぶ者あり)

○下村総務課長 この7月1日からです。

○三鬼(孝)委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 これで総務課の審査を終わります。御苦労さん。10分間休憩します。

(休憩 午前11時34分)

(再開 午前11時41分)

○三鬼(孝)委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それで、環境課ですけれども、補正予算はありませんので、報告事項が2件ありますので、よろしくお願いたしたいと思います。

○竹平環境課長 環境課です。どうぞよろしくお願いたいたします。

環境課におけるきょうの分につきましては、報告事項として、尾鷲市土砂条例制定に向けた取り組みについてと、一部事務組合設立準備会の今の状況について、この2点を報告させていただきたく、よろしくお願いたいたします。

それでは、まず、尾鷲市土砂条例制定に向けた取り組みについて御説明させていただきます。まず、通知させていただきます。

資料の1ページをお願いたいたします。

本市における現在の状況といたしましては、本市を含む近隣市町に都市圏からの大量の土砂等が搬入され、山間部の谷地の埋め立て等が行われております。市民の皆様からは生活環境に対する不安や心配の声が上がっております。

このことから、このような市民の不安や心配を払拭し、市民の健康で安全かつ快適な暮らしの基盤である環境を適切に保全するため、土砂等の埋め立て等の行為に対して、災害の防止と環境保全を目的とした条例の制定に向けた検討を開始いたしました。

まず、2番でございますが、庁内における検討体制といたしましては、副市長を中心として環境課が事務局となり、政策調整課、水産農林課、商工観光課、建設課及び水道部の関係各課で既存法令の照合、また課題整理等を行い、条例制定に向けた検討を進めていきます。

また、三重県においても条例制定の検討が始まっており、制定に向けた計画や考え方を参考としながら、同時期の条例制定施行に向けて連携して取り組んでまいり

たいと考えております。

三つ目の条例制定におけるスケジュールの予定でございますが、これにつきましては、現在、条例を制定するに当たり、検討すべき、整理すべき基本的事項の洗い出しをしたところでございます。これを精査しながら、8月には中間案としての検討事項について、議会の皆様に報告したいというふうに考えております。

その後、皆様からの御意見等を踏まえて、予定としては12月には条例案を提出させていただきたいと。また、認めていただければ3カ月間の周知期間をもって、来年度4月に条例施行というふうなことをしたいというふうなことで考えております。

4の資料1ページ下段から2ページに係る条例制定における基本的事項の整理がありますが、これは土砂の埋め立てや盛り土等の行為に対して、土砂等の埋め立て等に関する規制として、土地の埋め立て等における搬入計画や災害対策、環境対策について把握し、土質の基準等や土砂の崩落事故等、防災上の観点における構造上の基準を定め、立入検査、命令、罰則規定等による実効性を担保できる条例制定を検討する上で基本的な事項として整理をしたところでございます。

まず、一つ目といたしましては、目的、これにつきましては災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的の趣旨としたいと考えております。

二つ目の定義、これは条例における用語の整理を行ってまいります。

三つ目といたしましては、責任の明確化、これについては市、または事業者、土地所有者、これらの責務の明確化について検討し、明確化をしていきたいと。

2ページになりますが、4の申請が必要な土砂埋め立て等は、申請の対象となる土砂埋め立て等とは何かを整理します。これについては、堆積とか一時堆積、盛り土堆積、その辺の検討を行ってまいります。

5の申請予定者の条件については、事前協議、土地所有者の同意、周辺地域への周知等を整理したいと考えております。これにつきましては、やっぱり市民の方については土砂の埋め立て作業とかそういったものの事前把握ができない状況であり、埋め立てられる土砂の土質、搬入量、構造や規模についての状況が入らないと、そういったことで懸念されることになり、不安につながるということから、この辺についてもしっかりと検討してまいりたいと考えております。

6の申請手続における土砂等の埋め立て等に関する規制につきましては、土地の埋立地等の把握や、土砂の搬入において、土砂の発生場所の確認、また土質の基準等を整理して、また、防災上の観点から造成等に伴う構造基準など、これらを条例

に盛り込む内容を検討してまいります。

7として、立入検査、罰則規定などの実効性を担保できる条例整理を検討したいというふうに考えています。

これらを項目ごとに整理、検討を行って、条例制定に向けて早急に取り組んでまいりたいと考えております。8月には条例及び規則の検討経過を報告させていただきたく考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

土砂条例については、説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　ただいま土砂条例制定に向けた取り組みについて説明を受けました。議会につきましては、8月に条例の中間案を提出するというところでございますので、この辺を踏まえて、特に何かありましたら御発言願います。

○三鬼（和）委員　1点、環境条例という形で作っていくということで環境課ということなんですけど、1点は、現状、現在でも再生土というか、これを積み上げたというか、したところの技術工法的な問題は環境課ではちょっと無理なんじゃない。建設課というか、何メートルごとにベンチ工法にするにしても、そういったというのは、あわせて必要ではないかなというのが1点と。

もう一点は、現在、尾鷲地区に再生土の、目的的には木材のそういう場所をつくるのにそこをしているのが、水の流れが隣のまちの河川へなっているという、山の勾配とかあれの関係で。

そういったところも含めた条例つくるときに、その辺はどうして動いているのかという、この2点ちょっと聞かせてください。

○竹平環境課長　環境課が事務局でございますが、やはり土砂条例という形の制定をしたいというふうに考えております。当然そうなったときに造成の構造基準、よく言われるように犬走りをどうするのか、高さを何メートルにするのか、開発行為とか造成等に伴う件につきましては、ここは建設課と水産農林課が中心となって、今現在議論をさせていただいております。

一応事務局はうちがとらせていただいておりますけれども、そういったことを踏まえて、造成とかそういった構造基準のときには、また説明の対応を一緒にさせていただきたいというふうに考えております。

それと、2点目の水質の検査とか、そういったことになるかと思えます。それは、基本的に今考えているのは、発生元とかそういったものは申請の前には当然必要であると。ただ、申請後、実際に造成、埋め立てという言葉を使わせていただきますと、埋め立て中のことに関して、どのような流れ出る溶質というんですか、そうい

ったものについて一応検討しなければならないというふうに今のところは考えております。

○三鬼（和）委員　あと1点は、三重県も条例を知事はつくるということで、前に勉強に行ったときには結構いいかげんなことしか教えてくれなかったんです。国の森林法であるとか、何があるというのぐらいしか、つくるという前提がなかった。

でも、県がつくっても、北から南までに細長い県ですから、事情がそれぞれ違うということで、市町のほうがむしろ自分のところの地域とか地形に合ったような、県は総花的になっていくんじゃないかなというところがあるので、その辺は県の条例と市の条例が合わさってというところもあろうかと思うんですけど。やっぱり私たちのまちは私たちのまちの状況、環境に合うた条例じゃなくちゃいけないと思うんですけど、その辺の見解はどうですか。

○竹平環境課長　やはり条例ですので、どこまで制定してよいかという領域の範囲、これについては当然検討していく必要がありますけれども、やっぱり県の条例制定における規制の範囲とかそういったものはやはり参考にさせていただきながら、きちんとしたものを、当然整合性をとらなければならない部分は十分にあると考えておりますので、その辺は勉強しながらさせていただきたいというふうに考えております。

○仲委員　尾鷲市土砂条例ということで、検討体制の中に（2）三重県との連携と書かれておるんですけど、県の土砂条例制定に向けた計画や考え方を参考としということで、8月に中間、議会報告すると、この時点では県の条例はまだできていないんじゃないですか。

○竹平環境課長　その辺は今確認している中で、今、この場であれですけれども、多分どこまでできているかということにはなるかと思えます。ただし、当然条例を制定していく中で、一応整合性を保つ中で、当然県とは会議を持たせていただきながら、うちの条例自体も早くつくりたいので、やはりその辺は整合性も当然必要ですけれども、一応整合性をとりながら連携して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○仲委員　県の情報でいくと、11月ぐらいに条例案提案となっていますけど、ここで僕が言いたいのは、県の条例を、しっかり条例案を見て、その中で尾鷲市の条例をどうすべきかというのは必要なんじゃないかと。

最終案が変わってくるような段階でのある部分については、十分配慮していただきたいと、要望です。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○奥田委員 私も今、ちょっと仲委員の発言を聞いて、僕もそのとおりに思ったんですけど、課長は、さっきの三鬼和昭委員の質問で、県の規制の範囲がどうのこうのとか、整合性をとらなあかんのやと言うていますが、やっぱり尾鷲独自のものでええと思うんですよ。僕、これね。

だから、県がどんなのかを見た上で、それが本当に尾鷲に合っているかというのを検証せなあかんと思うんですけど、それはいかがですか。やっぱり県と整合性をとるということは、県と同じようなものしかできないということですよ。それで本当にいいのかという問題は出てくるとは思いますけど、いかがですか。

○竹平環境課長 県がどのような考え方でつくってくるかということも当然ありますし、当然、尾鷲市としてどういうものをつくるかということもございます。

ただ、構造基準とか各法律の個別法との関係とか、そういったものをどういうふうな考え方を持って条例に盛り込んでいくかというようなこともございますので、やはりその点は当然、十分県と連携をしながらやっていきたいと。

あとは、県が許可制にするのか届け出制にするのかということはまだあれなので、また、許可制にすればやっぱり範囲を超えるということはなかなか難しい部分が当然ございますので、そういうことも含めて当然連携した条例制定はつくってまいりたいというふうに考えています。

○奥田委員 いや、それはちょっと違うと思うんですよ。今、伊賀市と紀北町があるから、県は今つくろうとしているんだけど、今、言われたように届け出制、両方とも。これ、許可制にするのか、非常に重要な問題で、僕は許可すべきだと思っているんですけど、県がどこまで考えるか、これはわかりませんよ、届け出制にしてくるかもしれん。とりあえずつくるんだからというような流れになるのかなという気もするんですけども。

あと、罰則ですよ、罰則はどうするのか、立入検査はどうするのか、その辺のところ、非常に踏み込んだ県の条例を僕は望んでおるんですけど、僕はどうなのかなという、ちょっと疑っているところがあるんですけど、余りそこに踏み込んだ県の条例、出てくるのかなと、条例案が、気がするんですけど。

でも、今、課長言われたのは僕、違うと思うんです。許可制にするにしても、その範囲を超えてはいけないというけれども、千葉県とか茨城県なんかを見ても、例えば、持ち込む残土3,000平方メートル以上の範囲持つてくる場合は許可制ですよ、許可を受けなさいといいながら、例えば千葉県なんかそうですよ、茨城県

でもそういうのが多いですけど。でも、千葉市なんかは、いやいや、500平米以上持ってくる場合は許可を受けなさいと、より厳しくしているんですね。ほかに茨城県のどこだったかちょっと忘れましたが、もう本当にゼロから、ちょっとでも持ち込む場合は、県は3,000平方メートル以上みたいですよ、持ってくる場合は、許可制ですけども。ゼロを超える分、ちょっとでも持ってきたら許可を受けなさいというふうな、別に範囲を超えて構わんと思うんですよ、そこは。その地域の事情に応じて。

なぜ範囲を超えてはいけないんだ、いけないんだという言い方をされるのか、県と同じじゃないといけないというわけないじゃないですか。やっぱり地域の実情、紀北町の実情、紀北町もまだ不十分だという意見が出ていますけど、尾鷲の実情で考えたらいいじゃないですか、別に。

○竹平環境課長　　今のことなんですけれども、よくあるのが開発行為に関して3,000平米以上というのが県とか府とか、そういうところが多いので、その範囲を超えるというのは、それを上回って県が許可している部分までうちが許可するという部分、3,000を超えて、市で4,000平米までも5,000平米までも見ますよという部分は避けたいという考えなんです。

例えば、県が3,000ないし4,000で、以上は許可を持っていますとすれば、それ以下の部分についてカバーする、下限をどうするかということは当然あります。一般の家庭でも造成とか、そういう宅地開発のほうにかかればありますので、その下限はありますが、その下限から県が許可を、例えば3,000であれば3,000を超えるところは県の許可ですが、そこまでの部分については市でカバーするような条例をつくりたいというふうに考えています。

○奥田委員　　そんなの当たり前じゃないですか。県が3,000で決めてきて、市が4,000でいいですよなんて、今、残土、土砂条例つくってくれという話が出ている中で、尾鷲市だけ4,000、県は3,000にしたのに4,000でいいですよなんて、誰がそんなこと言うんですか。それは論外の話じゃないですか。

僕が言っているのは3,000より下の話を当然しているのもあって、そこが、じゃ、考えるという理解でいいんですか。ちょっと課長の説明、おかしいですよ、それは。3,000を4,000でいいなんて、誰も言いませんよ、そんなこと。

○竹平環境課長　　県の条例がどこからの許可、範囲を示してくるかということがまだ情報として入っていませんので、その辺はきちんと整合性をとった中でさせていただきたいということでございます。

○高村委員 僕も3委員の言うとおりでと思います。我々は、当市は92%以上は山林で、隠れた場所もあるもので、やっぱり子孫があんたらの時代に困ったって言われたら、わしら顔向けできませんわ。それをさせんためにもお願いしますわ。ぜひ当市のことを思ってやってください。

○三鬼（孝）委員長 正午になりますので、ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後0時00分）

○三鬼（孝）委員長 委員会、再開します。

○野田委員 きょうは報告ということですので、形式的な手続上のことをちょっと確認だけさせてもらいます。

8月に条例の中間案を議会に報告ということですので、この中にも書いてあるように、三重県との連携としてということで、連携して問題に取り組んでいくということですので、8月の提出する時期までの部分というのは、県のほうとの確認をしながら提出してくれるということで判断してよろしいですか。

○竹平環境課長 ここで提出するのは、当然それまでに県との整合性をとりながら、尾鷲市として検討した内容を示させていただきたいと。条例形式になるのか、それとも検討した項目の形式として、構造上のところは構造上のところとして、規則部分になるんですけれども、そういうものを出すのかということ踏まえて、検討した内容を報告したいと考えております。

○野田委員 ということは、条例の中間案を議会に報告するというのは、どこどこの項目を検討したとか、そういう形のやり方か、それとも条例としてつくった文を中間案として出すのかということころは、まだ不透明だということで判断してよろしいんですか。

○竹平環境課長 条例ですので、条例の部分については文言整理をどうするかということがありますので、文言こういうふうな形でいきたいということころまでは一応出していきたいと、第何条、条例についてはこういう文言で整理をしましたという形でいきたいとは考えております。

ただ、それだけで、条例だけではなしに、きちんと検討した内容について、検討した経過をこういうふうな考えを持って、詳細な部分、構造等とか環境基準についてはこういうふうにと考えると、そうしたものを出していきたいというふうと考えております。

○楠委員 先ほどからいろいろ出ているんですけど、県との連携は大切なことなんですけど、県と同じような条例はまずつくれないと、基本的に二重行政ですから、まずはあり得ないと。

となると、県のほうの連携しながらというところに一つポイントがあるのは、他県の条例、県の条例を見ると、各市町がつくった条例については、県の条例は適用しないというのが、多分皆さん調査されてわかっていると思うので、その辺を勘違いしないようにしないといけないのは、場合によっては県の条例が上位法になりますから、それに従わなきゃいけない場合もあるんですね。

県にお願いするのは、市や町がつくった条例はその条例に適用するというのを最後に言ってもらわないと、せっかく市が一生懸命、皆さん頑張っつけてつくっても何の内容もない条例になってしまうので、条例って言葉にもならないということを勘違いしておかないようにしておかなきゃいけないだろうということと思います。

それから、あと、今回の条例に当たって、法律の適用はちょっと私も詳しくはわからないんですけど、遡及することは考えているのかどうか。そこだけお願いします。

○竹平環境課長 1点は、県条例ができた場合の適用除外の項目です。それについて、一番、今検討しているのは県の条例自体も12月に提出とありますので、そこがどういうふうな提出の仕方をすればよいか、ちゃんと整合性をとって、その部分も決めた中で提出をしたいということを、これから県とは、その辺についてもしっかりと協議をしまいたいと考えております。

あと、遡及の部分につきまして、これはこれからの検討課題として今から、当然一番難しい部分になるかと思っていますので、そこについては検討してまいりたいと考えております。

○野田委員 ちょっとこれをつくるに当たりの検討体制のところ、1のところですけども、庁内検討体制というところで、法務担当である総務課とも十分協議しということ書かれておるんやけれども、これって、そういう体制づくりというのはされておるんですか。やっぱり法務というのは一番大事な部分になってくると思いますので。ここら辺は、ちょっと要らんおせっかいかもわからんけど、どういう体制でやられておるんやろう、ここら辺。

○竹平環境課長 市において法務係とかそういうもので、きちんと体制というわけではない、尾鷲市の場合は。ただ、法務については、やはり総務課において一応条例をつくる場合については条例制定における条例づくりの担当という者が総務課

のほうにありますので、そうした者にきちんと見ていただいた中でやっていきたいと。

ですので、庁内の検討をする最初の段階では入っていません。つまり、条例案としておおよその概要ができた時点で当然協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○三鬼（孝）委員長　　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　土砂条例、仮称ですけれども、これの制定に向けての取り組みについて審議を終わりたいと思います。

続きまして、広域ごみ処理施設一部事務組合設立準備会における状況の報告です。よろしく申し上げます。

○竹平環境課長　　資料2につきまして、既に以前に配付させていただいたものをつけさせていただいております。

一部事務組合の設立までの工程でございますが、中段の準備会の会議欄に記載がありますように、8月には第2回の準備会の会議を予定しておりますので、現在の一部事務組合設立準備会の状況について担当より報告をさせていただきます。

○福屋環境課主幹　　それでは、東紀州広域ごみ処理に係る一部事務組合設立準備会の現在の状況について御報告させていただきます。

まず、これまでの経緯でございますが、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町におけるごみ処理広域化の推進に関する基本合意に基づき、平成31年4月1日に東紀州広域ごみ処理に係る一部事務組合設立準備会を設置いたしました。

また、平成31年4月12日には、東紀州広域ごみ処理に係る一部事務組合設立準備会第1回会議を開催し、組合規約、政策に係る協議事項や組合例規集の整備、広域ごみ処理施設整備基本構想など、今後準備会において検討を行っていく必要がある項目や一部事務組合設立までの工程について確認をいたしました。

現在準備室において、12月の一部事務組合規約案の審議に向けて例規集整備を進めているところでございます。

また、広域ごみ処理施設整備基本構想等作成において、8月以降に中間報告ができる項目として、施設規模、計画施設の稼働に向けたスケジュール概要の案、既存施設の利用についてとしております。

施設規模について、各市町、数年間のゴミ量や人口等のデータをもとに将来予測を行い、施設規模の算出を行ってまいります。

計画施設の稼働に向けたスケジュール概要案については、スケジュール項目の一つとしてごみ処理施設整備基本計画や生活環境影響調査などの各項目期間をコンサルタントの見解を精査しながら検討してまいります。

施設利用についての検討項目は、既存施設の耐用年数や既存施設部分の構造強度の担保、事業者の技術的な対応が可能かなど、一般的な技術基準などを踏まえてコンサルタントとしての見解をお示ししていただき、既存施設利用が可能と結論が得られた場合、概算整備費用と新設との比較検討を行います。

施設利用についての検討結果などを踏まえて、最終的な見解は11月ごろにお示しできるものと考えております。

報告は以上になります。

○三鬼（孝）委員長 設立までの工程の説明でございますけれども、これについて何かありましたら御発言願います。

○奥田委員 今、11月ごろという話が最後ありましたよね。野田委員が一般質問したとき、何か建屋の利用が8月がどうのこうのと言っていないでした。8月とか11月、ちょっともう一回教えてもらえませんか。

○福屋環境課主幹 8月以降に中間報告って御報告させてもらったのは、既存施設の利用についての部分です。

11月ごろに最終的な御報告ができるというのは、建屋利用をどうするかを踏まえた上で空き地部分もありますので、その部分を含めて最終的なことをお示しできるのが11月ごろという説明です。

○奥田委員 そうすると、建屋を利用するかどうかの最終結果が出るのが8月以降なんですか、8月なんですか。それで、11月ごろに、どういうことやろう、8月に出て11月に出るんですか。

○福屋環境課主幹 8月に出て11月ごろに既存施設の利用を含めて、最終的に発電所構内の位置、三つのボイラー架構、3号本館と空き地とありますけど、最終的にどの位置かということがお示しできるのが11月ごろになるという説……。

○竹平環境課長 一般質問にもございましたように、8月には、建屋の利用ができるかどうか、利用可否についてまず報告をさせていただきたいというふうに、8月中にはしたいというふうには考えています。

ただ、そこから、利用ができる場合とできない場合がございますので、概算整備とかそういったものをきちんとお示しできるのが大体11月ごろになるというふうに考えております。11月ごろをめどにはしたいと、早急にしなければならないの

で、一応そういう考えであります。

○奥田委員　　じゃ、建屋のことは8月、それ以降の最終案が11月ということで。

僕、ちょっと建屋について、ちょっと話がずれますけど、去年6月やったかな、6月議会だったと思うんですけど、建屋は結構丈夫そうやし、広いじゃないですか。体育館にでも利用できるのかという話が出ていたと思うんですけど、去年のときには、もう建屋は全部壊すんだという話があったにもかかわらず、去年の12月ぐらいから、いや、建屋をごみ焼却施設でちょっと一部使えないか検討するんどの話が出てきて、もうどうなっておるのかなという気はしておるんですけど。そんなことを言うてもしょうがないですね、そんなことばかりですからね。

それで、一つだけお伺いしたいんですけど、SEAモデルは広域ごみ処理施設の排熱利用というのものもあるんですけども、きのうの政策調整課の話でも、広域ごみ処理施設の検討なしで各部会は話をしているんですよ。まだまだ決まっていないますよ、広域ごみ処理施設、決まっていないますよと言い方をして、別で議論しているような感じなんですけど。

でも、広域ごみ処理施設ありきですよ、今、進めているのは。これをSEAモデルの中に環境課というのは入っていないんですか、入っていますよね、当然。

○竹平環境課長　　環境課としてはSEAモデルのほうに参画は、今の現時点ではしていない状況でございます。

○奥田委員　　していない、していないのにゴミは、どうなっておるんですかね。なんかよくわからないですね、このSEAモデルというのは。よくわかりません、執行部のやっていることはちょっとよくわかりません。もういいです。

○三鬼（孝）委員長　　ほか。

○野田委員　　大体スキームというか流れはわかったんですけども、2市3町の市町長が現場を見て、そのときのいろいろ意見交換、また質問等が出てきていますけれども、それについての回答等は、首長には報告するという事なんですけれども、それを言うなら議会のほうにもそういう回答を出すということを言われていたじゃないですか、いろんな質問に対する。

市長は一般質問のとき、こういうことで喜ばれておるんやというのは十分わかるんやけれども、いろんな1市4町の首長なんか、いろいろ質問されたと思うんですけども、そういうものに対する回答というものは……。

（発言する者あり）

○野田委員　　2市3町やんか。1市3町、ごめんごめん、1市3町。その質問、

意見の回答というのはまた提出されるということと言われておったと思うんやけれども、違うんですか、それは。

○竹平環境課長　　今のお話は、多分、市長と各市町の首長さんが話された内容について提出してほしいという話でしょうか。

（「そういうことですね」と呼ぶ者あり）

○竹平環境課長　　その辺については、それはまた検討したいと思います。第1回の市長が言われた話ですよ、ほかの市町の市長さんがどういうふうな話をされたかという内容でよろしいのでしょうか。

○野田委員　　それに対する質問の回答等が、既存の建物を利用するか、利用しないか等のコスト計算とか、そういうものを質問で受け入れたと思うんですよ。そういうものも含めてお願いしたいと思うんです。

○竹平環境課長　　第1回の会議で、ほかの首長さんがどのような意見を言われたかということについて、当然広域で事業する場合のイニシャルコストと、5市町でする場合と単独でする場合の、そういったものの整備費用をやっぱりきっちり示すべきやというような意見がございましたので、そういったことを構想の中ではきっちりと考えていくという説明をしております。

○野田委員　　ですから、そういうもの、コスト計算、イニシャルコストでも、ランニングコストでもいいですけども。それと、既存の建物を利用するか、利用しないか等の意見も出ていたと思うんですよ、質問の中に。そういうものも含めて提示、お願いできませんか。教えていただけませんかということの質問です。

○竹平環境課長　　そういうことで既存施設の利用可否について、今、現在構想の中でコンサルの見解を聞くと。そういったことで、まず利用ができるかどうかということを中心に精査して、それを8月に報告をしたいということで考えております。

○奥田委員　　ちょっと余り広域ごみ処理施設の話をしたくないですけど、1点だけ。

きのう夜、新潟で震度6強の地震が起こって大騒ぎしましたよね。僕、ずーっとニュースを見ていたんですけど、非常にやっぱり怖いですよ。南海トラフがいつ起こるんだろうというような状況の中で、液状化の問題もあったやないですか、車が動けないというね。

だから、僕、あそこの発電所跡というのは埋立地ですからね、埋立地でしょう、あそこ、黒ノ浜を埋めた埋立地でしょう。だから、そういう津波の心配、建屋が地

震に耐えられるかという耐震の問題もあるけれども、この前言ったように流体力学の問題もあるし、津波の。液状化とかそういうことも考えた上で、本当、行政施設というものを、特にごみ焼却施設ですから、そこをしっかりと考えないと僕はちょっとどうなのかなという気がするんですけど。

コンサルが、コンサルがって言っていますけど、でもコンサルだって行政の言うことを聞くでしょう、最終的には。こうしたいんだという意向を言えばね。だから、本当に客観性を持てるのかという疑問を僕は持っておるんですよ。それが本当の第三者機関かといったらそうじゃないでしょう。だから、そういうことも含めて、僕はちょっと疑問があるので、コンサルがどうなの、コンサルがどうかなと市長もよく言うけれども、コンサルだって幾らでも行政の言うこと聞きますよ、行政からお金ももらっている、税金でももらっているわけですよ。

だから、その辺のところ、市役所としても課長自身としても、課長も矢浜出身でしょう。その辺のところをしっかりと考えて進めていただきたいということだけ申し上げておきますわ。

○竹平環境課長 委員言われたような意見を踏まえて、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○三鬼（孝）委員長 今後の議会への対応、説明というものは、基本構想の説明は8月にやるんですね。

○竹平環境課長 8月にしたいと考えておりますので、日程等については、また打ち合わせをさせていただいた上でさせていただきたいと考えております。

○三鬼（孝）委員長 そして、一部事務組合の規約の審議が11月にありますけれども、これも11月に議会でやられるんですか、5市町の議会に。

○竹平環境課長 規約のほうにつきましては、当然いろいろ議会等にも御相談させていただかなければならない点もございますし、また、5市町、一部事務組合設立準備会のほうでどういう中間の報告等を踏まえて、また相談をさせていただきたいというふうに考えております。

○三鬼（孝）委員長 よろしく願いをいたしたいと思います。

これで環境課の審議を終わります。御苦労さんでした。

暫時休憩します。

（休憩 午後 0時20分）

（再開 午後 0時21分）

○三鬼（孝）委員長　それでは、付託議案の採決を行いたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、議案第35号、尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手全員）

○三鬼（孝）委員長　挙手全員、ありがとうございます。挙手全員でございます。

次に、議案第36号、尾鷲市市税条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手全員）

○三鬼（孝）委員長　挙手全員であります。

次に、議案第37号、尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手全員）

○三鬼（孝）委員長　挙手全員で、ありがとうございます。

次に、議案第38号、尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手全員）

○三鬼（孝）委員長　挙手全員、ありがとうございます。

次に、議案第39号、尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手全員）

○三鬼（孝）委員長　挙手全員であります。

最後ですけれども、議案第40号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手全員）

○三鬼（孝）委員長　挙手全員であります。

委員長長報告で、何か報告の中につけ加えるということについて、いかがですか。

○村田委員　議案第40号なんですけれども、その中の旅行一般管理費、等価交換ということがありましたけれども、不動産鑑定手数料、これについて、きのうも議論ありましたように、やはり規制緩和ということも一方ではやっておるものですから、今回はこの予算を認めて、予算の執行に当たっては、やっぱり規制緩和はどの程度までできるのかというめどをつけて、規制緩和ができるのであれば、また補

正予算で減額をすればいいもので、予算の執行については、規制緩和がきちっと決着つくまで凍結というか、一時保留をしていただきたいということだけを、そういう趣旨をちょっと委員長報告の中に入れていただきたいと思います。

○小川委員　　今、村田さん言われたことを附帯決議でつけるということ……。

（発言する者あり）

○三鬼（孝）委員長　　執行部としても、きのうの説明では11月までには何とかというお話がありましたね。

きのう情報で、県の情報ですけれども、ほぼ間違いはないんじゃないかというような情報がありましたので、恐らくその辺のところで、12月の減額予算になるんじゃないかなというふうな状況でございますので、その辺のところは委員長報告の中につけ加えさせていただきます。よろしくお願いします。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　なければ、これで行政常任委員会を閉会いたします。2日間御苦勞さまでした。ありがとうございました。

（午後 0時25分 閉会）